



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2016 NOVEMBER/137号

★ 著作権法における「柔軟な権利制限規定（フェアユース）」★

平成 28 年 10 月 25 日の各紙によると、著作権に大きな影響力を持つ 7 団体^(*)が、著作権法を改正して米国型の「柔軟な権利制限規定」を導入することに反対する声明文を発表したそうです。

^(*) 日本新聞協会、日本映画製作者連盟、日本書籍出版協会、日本音楽事業者協会、日本雑誌協会、日本民間放送連盟、日本レコード協会

1. 「柔軟な権利制限規定」とは

著作権法の原則通りに著作権者の許可を求めていると、かえって社会が混乱する領域があります。例えば個人で楽しむための複製（私的複製）などがそうで、その場合、適用の例外を法律で規定することになります。現在の日本著作権法では、そのような例外規定が多数設けられていますが、それでも足りずに規定を追加する法改正がときどき行われています。

米国で採用されている「柔軟な権利制限規定（フェアユース規定）」は、そのような個別例外規定の代わりになるもので、著作物を著作権者の許諾なく利用した場合であっても、それが公正な利用（fair use）であれば、著作権侵害には当たらないとする総括的な規定を意味します。昨今、このような規定を日本に導入しようという動きが高まっていますが、上記 7 団体による今回の反対声明はこの動きに水を差すものです。

2. 米国型フェアユース規定（米国著作権法 107 条）とは

以下の事情を総合的に勘案して、著作権が制限されるという極めて抽象的で曖昧な規定です。問題が起これば裁判で決着をつけることになります。

- (1) 利用の目的と性質
- (2) 利用された著作物の性質
- (3) 利用された著作物全体に占める利用された部分の量と実質的な価値
- (4) 利用された著作物の潜在的な市場や価値に与える利用の影響

3. 導入賛成論

新しいビジネスや新しい利用法が生まれてから、法律を変えようというのでは現実には間に合わない。例えば、検索エンジンは日米同時期に始まったが、日本ではフェアユース規定がなく、検索目的の複製が侵害とならないとする例外規定を取り入れるのに 10 年もかかってしまい、米国企業（Google やヤフー）に 90% 以上のシェアを取られてしまった。

4. 導入反対論

理由 1：法的安定性を欠く

曖昧な権利制限規定が導入されると、その解釈を巡って無用の混乱や紛争が惹起される。混乱を鎮めるには、判例の蓄積を待つしかなく、裁判を忌避する傾向の強い日本では、社会的な混乱が相当期間続くことが予想される。

理由 2：居直り侵害が増加する

著作権を侵害しても「これはフェアユースに該当する」と意図的に抗弁する「居直り侵害者」が増加するおそれがある。曖昧な一般規定を拙速に導入すれば、侵害行為を助長しかねない。

理由 3：侵害行為への刑事罰適用が困難である

予想されるフェアユース規定では、「主たる目的としない」「付随的」「軽微」など極めて曖昧な用語を使用しており、罪刑法定主義の観点から問題がある。